

## 背景・目的

食品リサイクル法においては概ね5年ごとに同法の基本方針を定めることとされている。平成27年4月に取りまとめられた中央環境審議会の答申を受け、食品リサイクル法の新たな基本方針等が平成27年7月末に策定された。

平成28年度は、新たな基本方針等を踏まえ、特にリサイクルが低調な食品小売業者や外食産業の新たなリサイクル目標の達成や家庭系食品ロス削減・食品リサイクルの取組の底上げのための施策を実施するとともに、新たな課題に対応するための調査等を実施する。

## 事業概要

### 1. リサイクルループ形成促進及び登録再生利用事業者育成事業

(12,086千円)

○各地域におけるリサイクルループ形成促進や登録再生利用事業者の育成等のため、リサイクルループ等の事業の実施状況・事業化動向調査、事業者・自治体向けのセミナー等を活用したマッチングを実施。

○食品関連事業者及び登録再生利用事業者等への指導等を行うため、各地方環境事務所における非常勤職員を増員。

### 2. 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等促進事業(37,657千円)

○発生抑制の目標値達成のための取組促進及び未設定業種における目標検討のため、実態調査及び情報の整理を実施。

○食品ロス削減による環境負荷低減効果の実証事業を実施。

○家庭から排出される食品廃棄物の実態・取組事例調査、家庭系食品廃棄物リサイクルのポテンシャル分析を実施。また、学校給食等の実施に伴い排出される廃棄物の3R促進のモデル事業を実施。

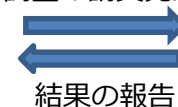
○新たなリサイクル手法に係る調査、食品廃棄物の再生利用施設・熱回収施設の立地状況等に係る調査・情報提供を実施。

## 事業目的・概要等

## 事業スキーム

環境省  
(施策の検討)

調査の請負発注



資料1-3②

請負事業者  
(モデル事業実施地域を公募)

## 期待される効果

家庭・学校給食等から排出されるものも含めた食品ロスの実態把握が進み、食品ロス削減の先進事例の共有が図られる。また、食品リサイクル法基本方針に基づく食品関連事業者の再生利用等の実施率が向上するとともに、地域循環圏の構築が促進される。

## イメージ

食べられるのに捨てられる「食品ロス」が年間642万トン

食品流通の川下（小売、外食、家庭）ほど再生利用が低調



食品ロスの削減

再生利用等実施率向上

地域循環圏構築促進

- ・官民あがた食品ロス削減の取組
- ・適正な再生利用等の実施の確保
- ・リサイクルループ形成促進
- ・地域の実情に応じた再生利用の促進

